

『乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)』をスタート

★R7.5月より、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化することを目的に『乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)』を開始します。



●事業内容

実施期間	・令和7年5月1日(木)～令和8年3月31日(火)
実施園	・むつみこども園 <入所定員200名> (鳥取市二階町4丁目201 TEL:22-5004) ・わかば台こども園 <入所定員110名> (鳥取市若葉台南2丁目205-2 TEL:52-6126) ・よねさと保育園 <入所定員110名> (鳥取市中大路49-1 TEL:53-0411)
利用定員	・事業実施園の入所定員から在籍園児数を差し引いた数の範囲内 【余裕活用型】
対象児童	・鳥取市に住民票がある方 ・保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業等に通っていない 0歳6ヶ月から満3歳未満(*)のこども (企業主導型保育施設に通っているこどもは対象外) (*)満3歳未満は3歳の誕生日の前々日まで ・こども1人当たり月10時間を上限
実施時間	・(平日)月曜日～金曜日 9:00～16:00
給食費等の実費徴収内容	・こども一人につき1時間あたり 300円 ・給食またはミルクを提供した場合 1食あたり(ミルクは1日あたり) 300円 ・利用終了時間を超過した場合 1時間当たり 1,100円
利用料の支払方法	・現金またはクレジットカード
利用の申込み	・とっとり電子申請サービス(鳥取市)により申請
面談予約・利用予約の期限	・利用希望日の1週間前までに予約が必要です ・初回利用の前に事前面談が必要です
キャンセルポリシー	・(PDF)社会福祉法人鳥取福祉会 認定こども園・保育園における 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)の利用に関するキャン セルポリシー

※詳細については、実施園にお問い合わせください。

